

第4章

再配置の基本的考え方

本章では、総合管理計画に掲げる7つの基本方針を基本的な考え方として、全ての施設を対象として検討していくべき事項について、施設の維持管理・運営や民間活力の活用など、再配置の基本的な考え方について示します。



4-1 基本的な考え方

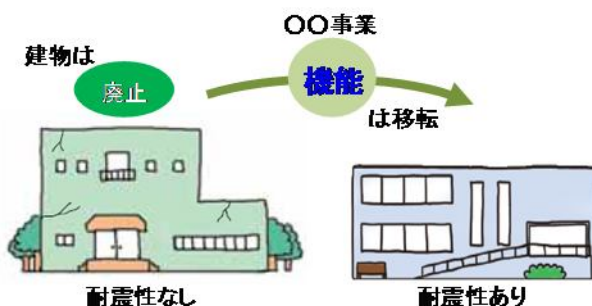
公共施設の再配置を検討する上での基本的な考え方としては、総合管理計画に掲げられる「公共施設マネジメント7つの基本方針」が挙げられます。これらの基本的な考え方を勘案した上で、施設分類毎に、施設の設置目的や建物・利用・コストの現状、事業等を取り巻く社会環境の変化、市民ニーズの現状や課題、将来的に見込まれる人口減少や人口構成の変化など、現時点で想定されうる事象等を踏まえ、施設の再配置方針について示しています。

なお、再配置方針は、施設分類に捉われず全ての施設を対象として検討していくべき事項については、共通の方針として本章に、学校施設や集会施設など施設分類毎の特性を踏まえて検討していくべき事項については次章の施設分類毎の方針にそれぞれ示すこととします。

①

耐震性がない施設については、機能移転による事業継続を基本に検討

「適切な維持管理」を推進していくためには、建物が安全・安心に使用できる状態にあることが前提です。そのためには、建物の耐震性の確保については最も重要な要素といえます。伊丹市には、旧耐震基準で建設され、耐震性未確認あるいは耐震性を有しないと診断された施設が全体の19%存在しています。これらの施設は建物や設備の老朽化も進行しており、耐震補強により耐震性を確保しても、老朽化対策のための大規模修繕は必要となります。このような状況を鑑みると、これらの施設で実施する事業や活動については、安全・安心の確保の観点から、早期に耐震性を有する他の施設へ機能を移転し、事業を継続していくことが最良であり、本方針を基本として検討していくことが望ましいと考えます。



②

大規模修繕や建替えを検討する際には、相乗効果が発現できる 機能移転・複合化を基本に検討

今後、更新を迎える全ての施設については、同種同規模での建替えを前提に考えるのではなく、機能移転や複合化等により事業継続が可能かどうか優先して検討し、施設総量の削減に繋げていくことが重要と考えます。

例えば学校施設は、今後少子化の影響により児童・生徒数の減少が見込まれ、ピーク時の人数に

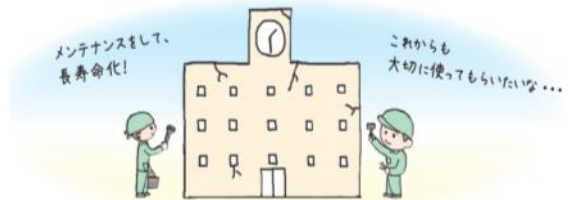


あわせて建設された学校には余裕教室が発生することが予想されています。この余裕教室を地域活動の拠点、特に増大が見込まれる高齢者福祉や子育て支援ニーズへの対応として活用することは、世代間交流やコミュニティの形成にも寄与する相乗効果が期待されます。学校施設に限らず、全ての公共施設について、現状の利用実態等に着目し、施設を単一の目的や対象者に限定せず、多世代が多目的に多機能な施設として利用でき、相乗効果の発現が期待できる「複合化」を第一に検討していきます。

③

次世代に引き継いでいく施設については、ライフサイクルコスト縮減の観点で、 計画的に保全し長寿命化を行う

機能統合や複合化により、個別施設の再配置を具体的に検討していく段階において、将来にわたって維持管理を継続していく施設については、現在の建物を複合施設として改築修繕した上で、より長期にわたり使用できるよう、ライフサイクルコスト縮減の観点で計画的な点検・修繕あるいは長寿命化改修を行い、財政負担の軽減や平準化を図ります。

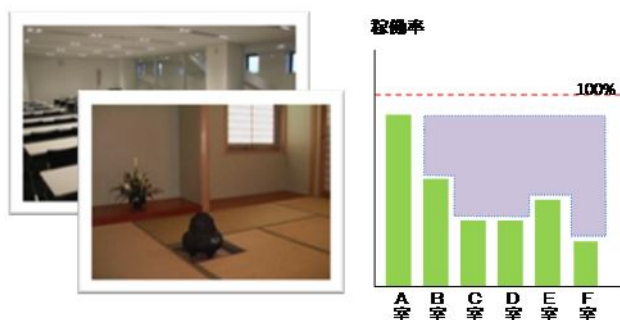


④

既存施設の余剰空間、時間等を市全体として有効活用し、他機能の受け入れや新たなニーズに対応

啓発施設や文化・社会教育施設、福祉施設など、それぞれの公共施設では「各種講座の開催」や「サークル・余暇活動、学び・遊びの場の提供」など、それぞれの施設毎に目的の異なるサービスや事業が展開されています。これらのサービスは、各施設の設置条例に示される目的に応じて、対象者の範囲や利用料金、利用時間帯などが設定されています。

しかしながら、これら全ての事業や活動が、必ずしも現在利用しているその建物、部屋、時間でなければ成り立たないということではありません。施設の建替え費用の財源確保の見通しが困難な現状において、耐震性や老朽化の問題、市民ニーズの不一致などに対応するためには、既存施設の統合や機能移転等により生じた余剰空間や時間帯をうまく活用することが重要です。このことは、利便性の向上や相乗効果の発現にも寄与し、資産の価値を最大限に活用することにつながります。



⑤

民間のノウハウ・技術などを活用し、サービスの向上、事業の効率化、財政負担の軽減を図ること

公共施設は、もはや行政のみが建設、運営、維持管理する時代ではありません。民間事業者あるいは地域活動団体など、民間市場でこれまで蓄積してきた事業運営等に係るノウハウや事業スキーム、資金調達など、今後の公共施設の整備・運営において、民間活力の活用が可能かどうか検討することは必須です。

このことは、単に財政負担の軽減という行政にとってのメリットだけに留まらず、利用者である市民にとってもサービスや利便性の向上につながるとともに、民間事業者にとっては事業拡大、顧客獲得、CSRの向上など、三者三様のメリットを享受する可能性を秘めています。また、公共施設の整備・運営・活用等に関しては、技術的・経済的・政策的側面から、今後も新たな事業手法の開発や規制緩和、制度設計等に係る調査・研究の進展等が期待されます。それゆえ、これらの動向に注視するとともに、新たな事業手法等の導入可能性について、あわせて検討していきます。



4-2 対象施設

次章に示す施設分類別の方針について、本計画では、表 4-1 のとおり「平成 26 年度伊丹市公共施設白書」に示される 10 の施設分類 17 細分類に属する施設を対象としました。

なお、計画期間中に新たに設置される施設については、当該施設の目的、用途を勘案し、表に示す施設分類に含めることとします。

表 4-1 対象とする公共施設等

No	施設分類	細分類
1	行政系施設	①庁舎等施設 ②啓発施設 ③消防施設
2	集会施設	④共同利用施設等
3	文化・社会教育系施設	⑤多目的施設 ⑥展覧施設 ⑦図書館
4	学校教育施設	⑧小・中学校 ⑨その他学校施設
5	子育て支援施設	⑩保育所・幼稚園・こども園
6	福祉施設	⑪地域福祉・高齢者施設 ⑫障がい者(児)・発達支援施設
7	住宅施設	⑬市営住宅
8	公園施設	⑭公園
9	スポーツ・レクリエーション施設	⑮スポーツ・レクリエーション施設
10	その他施設	⑯駐車場・駐輪場 ⑰その他